

重要事項説明書

医療法人青藍会 大場内科クリニック 通所（予防）リハビリテーションのご案内

1. 事業所の概要

(1) 事業所の概要等

- ・ 名称 大場内科クリニック 通所リハビリテーション
- ・ 開設年月日 平成30年4月1日
- ・ 所在地 茨城県水戸市酒門町275-3
- ・ 電話番号 029（304）0111
- ・ ファックス番号 029（304）1208
- ・ 管理者名 小林 正貴
- ・ 介護保険指定番号 医療法人 青藍会 大場内科クリニック（0810113936号）

(2) 事業所の目的と運営方針

当事業所は、医学的管理下での機能訓練やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上の移動などの介護サービスを提供することで、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当事業所では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解をいただいた上でご利用ください。

[大場内科クリニックの運営方針]

1. 当事業所では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、介護サービスに基づいて、医学的管理下における機能訓練、その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の指導を行い、居宅における安全な生活を目指す。
2. 当事業所では、関係市区町村、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるように努める。
3. サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者または、その家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導または説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

(3) 職員体制

	人 員	業 務 内 容
・ 管理者	1 名	従業員の総括管理、指導
・ 医師	1 名以上	日常的な医療業務
・ セラピスト	2 名以上	リハビリテーション計画作成や指導
・ 助手	1 名以上	療法士の助手
・ 事務職員	1 名以上	人事管理や施設の維持管理

(4) 営業日及び営業時間 ①営業日 月曜日～土曜日（年末年始 12/31～1/3 を除く）

②営業時間 9：00 ～ 17：00 まで

(5) 通所定員 6 名

2. サービス内容

(1) 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）

(2) 医学的管理

(3) 送迎

(4) リハビリマネジメント

(5) 運動機能向上（介護予防）

＊これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・ 協力医療機関

名称 医療法人青藍会 大場内科クリニック
住所 水戸市酒門町 2 7 5 - 3

名称 水戸済生会病院
住所 水戸市双葉台 3 丁目 3 - 1 0

名称 国立病院機構水戸医療センター
住所 東茨城郡茨城町桜の郷 2 8 0

名称 水戸協同病院
住所 水戸市宮町 3 丁目 2 - 7

・ 協力歯科医療機関

名称 のぐち歯科医院

住所 水戸市城南 2 - 5 - 4 0

* 緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、ご記入いただいた緊急時連絡先に連絡いたします。

緊急 連絡 先	①	氏 名	(続柄)
		日中連絡先	
	②	氏 名	(続柄)
		日中連絡先	

4. サービス利用に当たっての留意事項

- ・ 気分が悪くなった時は速やかに申し出る。
- ・ 設備・備品の利用は他の利用者と調整しながら使用する。
- ・ 金銭・貴重品など所持品の管理は、自己の責任で管理することを原則とする。当事業所は紛失・盗難・破損等の被害の責を負わない。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止する。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

5. 非常災害対策

- ・ 防災設備 消火器、消火栓、火災報知機、自家発電装置、救助袋、火災通報専用電話、火災通報装置、非常用放送設備、排煙装置
- ・ 防災訓練 年 2 回以上

6. 要望及び苦情等の相談

当施設では、お客様からの相談や苦情に対して、下記のような体制で対応いたします。
何かありましたら、先ず苦情担当者にご一報願います。

担 当	役 割	担当者及び連絡先
苦情受付担当者	苦情の受付、確認 記録	生井 慎也 電 話：029-350-8500 FAX：029-350-8501 対応時間（月）～（土）8時30分～17時

公的機関においても、次の期間において苦情申し出等ができます。

水戸市 介護保険課	所在地：水戸市中央 1 - 4 - 1 電 話：029-232-9177
--------------	---

茨城県国民健康保険団体 連合会（国保連）	所在地：水戸市 笠原町 978-26 電 話：029-301-1565
-------------------------	--

7. 事故発生時の対応

- ①利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合、速やかに市町村、利用者家族、介護支援専門員（介護予防にあつては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- ②前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- ③利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

8. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講る。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を概ね6月に1回以上開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

9. 虐待防止のための措置

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- ① 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ② 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
- ③ 従業者に対し、虐待防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- ④ 虐待防止の措置を講じるための担当者を置く。

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

10. 身体拘束について

事業者は、サービス提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命・身体を保護するため、緊急をやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

- ①やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録する。
- ②身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結

果について、従業者に周知徹底を図る。

③従業者の対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

1 1. 業務継続計画の策定等

①事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、該当業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

②事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

③事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

1 2. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

事業所では、第三者評価については実施していません。

1 3. 個人情報の保護

①利用者またはその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

②事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

③通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供に関する記録を作成し、その完結の日から5年間は保管するものとする。

1 4. その他

当事業所についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）について

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）についての概要

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）については、要介護者（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス（介護予防サービス）計画に基づき、当事業所を一定期間ご利用いただき、医学管理下における機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の指導を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を

図るために提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる職員の協議によって、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金 ***別紙 料金表参照**

（1）通所リハビリテーションの基本料金

事業所利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度および利用時間によって利用料が異なります。）

（2）介護予防通所リハビリテーションの基本料金

事業所利用料（要介護認定による要支援の程度によって利用料が異なります。）

（3）支払い方法

- ① 前月の利用分の請求書を、翌月 10 日以降に発行し、郵送いたします。
- ② 当月中にお支払い下さい。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
（※領収書の再発行はいたしませんので、大切に保管してください。）
- ③ 支払い方法は、原則口座引き落としでお願いします。
- ④ お支払いが滞った場合は、保証人への請求をさせていただきます。

<個人情報の利用目的>

大場内科クリニックでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔内部での利用目的〕

- ・当事業者が利用者等に提供するサービス
- ・介護保険事務
- ・サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

【他の事業者等への情報提供を伴う利用目的】

- ・当事業者が利用者等に提供するサービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当事業者の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当事業者の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供
- －施設・資格認定機関への情報提供

※上記のうち、他の介護・医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨をお申し出ください。

※お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。

※同意した場合であっても後からいつでも撤回・変更等を行うことが可能です。

サービス利用に関する同意書及び説明書

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）ご利用時に、より良いサービスをご提供させていただくにあたり、ご利用者様ならびにご家族様に下記内容につきましてのご理解、ご協力をお願いいたします。

<リハビリテーション>

1. リハビリテーションマネジメント加算は、利用者毎に行われるケアマネジメントであり、原則通所リハビリテーションを利用の際には毎月加算の対象となり、体調不良等ご本人の都合で実施しなかった場合も加算の対象となります。

サービス開始の前に日常生活動作の調査を行い、サービス計画を立て、リハビリを実施します。リハビリを実施する中で、日常生活動作の評価、改善をし、在宅生活における能力向上を目指します。

2. 病院等で、リハビリテーションを受けてこられた方については、病院から情報を頂く場合がありますが、病院等と、こちらで提供するリハビリテーションが必ずしも同じではありません。
3. リハビリテーション実施時間については、以下のとおりとなります。
退院、退所後または要介護認定日から3ヶ月以内は、短期集中個別リハビリテーションとして1日40分を、3ヶ月超からは1日20分程度の提供となります。ただし、身体状況により時間の増減がある場合があります。
4. 利用日当日において、本人の体調不良や意志によりリハビリテーションを実施できない場合もございます。
5. 身体機能等の変化により療法士が必要と判断した場合、自宅を訪問し日常生活動作の再評価のもとリハビリテーション実施計画書の見直しを行います。なお、ご本人ご家族からのお申し出に対しても対応していきます。
6. 介護予防の方は、月1回の評価を担当療法士が実施いたしますが、通常のプログラムは、療法士指導のもと、個別のメニューを行って頂きます。なお、身体状況等によりこの限りではありません。

<送迎>

1. 送迎は原則として、玄関までのお迎え、お送りをいたします。身体的あるいは環境的な諸事情がある場合には、ご本人様、ご家族様とご相談の上、当事業所でご提供できる範囲内での送迎サービスをご提供させていただきます。その場合には、サービス計画書の備考欄に内容等を記載いたします。
2. 季節による気温の変化が身体に様々な影響を及ぼします。お待ちいただく際には、ご自宅の中で待機いただくようお願いいたします。
3. お迎えの時間を、書面あるいは電話でご連絡させていただきます。交通事情や特段の事情等で予定の時刻よりも到着時間が遅れる場合がございます。
何卒ご理解いただけますようお願いいたします。

4. 体調不良等を除き、出発準備等ができない場合には、他のご利用者様の迷惑にもなりますので、長時間お待ちすることはいたしかねます。

＜サービス利用時の説明書＞

当事業所ではご利用様が快適な生活を送られますように、安全な環境作りに努めておりますが、ご利用様の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因により、下記の危険性が伴う事を十分にご理解下さい。

「高齢者の特徴に関して」御確認いただきましたら□にチェックをお願いします。

- ☐ 歩行時の転倒、機械からの転落等による骨折・外傷・頭蓋内損傷の恐れがあります。
- ☐ 高齢者の骨はもろく、通常の対応でも容易に骨折する恐れがあります。
- ☐ 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離がしやすい状態にあります。
- ☐ 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても、皮下出血がしやすい状態にあります。
- ☐ 加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
- ☐ 高齢である事により、脳や心臓の疾患により、急変・急死される場合もあります。
- ☐ 本人の全身状態が急に悪化した場合、当事業所医師の判断で緊急に病院へ搬送を行う事があります。
- ☐ 常時付き添いができない勤務体制の場合もあります。
- ☐ 眠剤や抗精神薬等、服用されている薬の副作用による、転倒のリスクがあります。

この事は、ご自宅でも起こりうる事ですので、十分ご留意いただきますようお願い申し上げます。

なお、説明でわからない事があれば、遠慮なくお尋ね下さい。

以上の点につきまして、ご理解ご協力をお願いいたします。

大場内科クリニック
管理者 小林 正貴

本人 ・ 保証人 ・ その他 ()